

流山市農業委員会
平成28年第9回
総会議事録

平成28年9月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第9回総会議事録

1 期 日 平成28年9月26日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	7番 秋元 正
8番 山崎 日出男	9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

6番 石井 博

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一
副 主 査 窪田 隆

9 会議目次

- (1) 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用).....1
- (2) 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について.....4
- (3) 議案第43号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....6
- (4) 議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について.....7
- (5) 議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について...9
- (6) 議案第46号 平成28年度流山市利用状況調査結果について.....11
- (7) 報告第21号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について.....13
- (8) 報告第22号 専決処理の報告について.....14

開会 午後3時00分

水代議長 会長が体調不良とのことで、急遽議長となりましたので、よろしくお願ひします。

ただ今から平成28年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、6番、石井委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

10番小嶋委員、11番小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」から、議案第46号「平成28年度流山市利用状況調査結果について」までの6議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第21号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」と、報告第22号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第41号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

初めに、申請者につきましては、流山市大字平方の方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市美原2丁目にあります畑1筆で、転用面積は1,302平方メートルでございます。

転用目的につきましては、貸駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1ページと2ページでございます。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上の1件です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、転用目的は貸駐車場を整備しようとするものでございます。権利者は、流山市大字平方にお住まいの方で、年齢は54歳でございます。申請理由については、隣接する駐車場を利用する運送業者等から、駐車場拡張の要望があり、それに協力するため申請がなされたものでございます。また、申請地は接道の無い土地ですが、隣接する駐車場所有者から通行に関しての同意書が提出されております。

なお、駐車場が完成した後の利用者については、食品関係の運送業者が大半を利用し、一部は一般の方も利用する予定でございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東武線江戸川台駅の北西約0.8キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、碎石敷き駐車場とする計画でございます。土砂等の流出対策については、周囲をブロックで区画し流出を防ぐ計画でございます。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、整備費が約280万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当はありません。完成した駐車場については、1台あたり月5千から6千円で利用者へ貸し付ける予定とのことでございます。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところであります。

最後に、隣接の駐車場に一部水たまりができており、側溝を作る予定との話があったことから、申請地についても周辺への被害が出ることを無きよう施工するように指導

いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(中村委員入室)

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 駐車場にすることに書類上は問題ないと思うんですけど、二つ教えてください。

業務をされるということでありますから、駐車場を照らすライトなんかは記載が無いんですけど、その辺はどうなっているのかということと、地図を見ると一般家庭の裏側を駐車場にする計画になっているので、隣接する一般家庭の方から、承諾まではいらないのかもしれないんですけど、事情は分かっているのか、わかったら教えてください。事務局をお願いします。

田村次長補佐 まず、一点目の照明に関しては、特に照明の要望とかは無く、照明を設置する計画とかも、それについては無いです。

二点目の住宅地に関する近隣への説明状況の中で、話されているとか、それについては特に無いです。

1番(小田桐委員) トラブルにはなっていないですか。

田村次長補佐 トラブルには今のところ、なっていないです。

10番(小嶋委員) 月極駐車場って書いてありますが、手前の方は今何台くらいあるんですか。

小林委員長 手前は、今回設置しようとする方の土地ではなくて、他人の土地なんです。その駐車場を出入口に使うということです。

今、トラック置いてあるところは、違う方の土地です。今回作ろうとしているところは、出口のない土地なので、今の駐車場を使わないと出入りできない袋小路の土地です。

3番(岡田委員) 写真見ると、手前はコンクリートかアスファルトで、奥は砕石ということですが、砕石は沈むと思うのですが舗装面との取り付けは大丈夫でしょうか。

田村次長補佐 今岡田委員から説明のあった点については、小委員会の中で話がありまして、段差については段差を付けない状態でフラットな形で、砕石とアスファルトになりますけど、フラットな形で使用するということが話がありました。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。よって、議案第41号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第42号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

今回は新規に関するものが3件であります。

議案1番の権利者は、流山市西深井に住所を置く農地所有適格法人です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります畑2筆、合計面積は3,475平方メートルです。利用権の設定期間は新規によるもので、本年10月から平成31年10月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、3ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります畑2筆、合計面積は3,017平方メートルです。利用権の設定期間は新規によるもので、本年10月から平成31年10月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、4ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案3番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市芝崎にあります畑1筆、面積は1,021平方メートルです。利用権の設定期間は新規によるもので、本年10月から平成31年10月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、以上の3件です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたしま

す。

今月の案件は、新規が3件であります。

1番については、新規就農者でありますので、権利者からのヒアリングを行い、審議いたしました。権利者は流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人で、既に西深井地区で営農している一般法人の子会社として本年5月26日に設立されております。法人形態は非公開の株式会社で、現在の販売計画は全て農業であります。構成員は常時従事者である代表取締役と親会社の2名で、常時従事者が51パーセントの議決権を保有していることから、農地所有適格法人の要件を有すると判断いたしました。

現地の状況でございますが、一部にナス等の野菜が作付されていたほか、残りは耕起済みでありました。申請地ではサトイモ、落花生、ナス、サツマイモ等の作付を考えており、市内の福祉施設や朝市等に出荷する他、通信販売や収穫体験販売を実施する予定で、売り上げとして500万から600万円程度を見込んでいるとのことでございます。

農業従事者は役員と社員を合わせて5名で、年間の従事予定日数は300日、農機具については、トラクター、農用車等を購入済みとのことでした。利用権設定の期間については、新規に3年間の設定をしようとするものであります。

また、これからの抱負について、お伺いしたところ、もっと農地の規模を拡大し、果樹や米等の今までやらなかった作物にも挑戦していきたいと、借りられる農地があれば情報を提供してもらいたいとのことでした。

次に、2番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は35歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、緑肥作物が作付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。よって議案第42号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

水代議長 次に、議案第43号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第43号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

申請者につきましては、相続財産管理人である松戸市の弁護士の方です。

申請がありました土地は、流山市こうのす台の畑2筆で、面積は1,552平方メートルです。

変更後の地目につきましては、雑種地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は駐車場の一部であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、6ページと7ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第43号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに、申請地は東武線江戸川台駅の北東約1.5キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は駐車場の状況となっております。

また、申請地は、平成4年及び平成16年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から家作が存在しており、平成15年ごろに家作を取り壊して現在と同じ駐車場の状態となったとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成8年1月と平成15年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地又は駐車場として、農地以外に利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) 駐車場になってますけど、判定が雑種地になっているのは何故でしょうか。

田村次長補佐 登記地目につきましては、駐車場という地目は無いです。登記にあたっては宅地、山林、畑、田等ございますけど、それ以外ということで、駐車場という登記地目が無いことから、その他の地目ということで雑種地。登記の申請にあたっては雑種地で登記されるということでございました。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第43号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第44号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第44号

相続税納税猶予適格者証明について

次のとおり、適格者証明願があったので審議を求める。

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものであります。

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

はじめに、議案1番と2番の相続人は流山市大字東深井の方で、相続開始年月日は平成28年4月22日です。

納税猶予の願い出がありました土地は、流山市東深井にあります畑4筆、合計面積は3,265.78平方メートルで、市街化区域内にあり、現在、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので合せてご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の2件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第44号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件ですが、関連がありますので一括してご報告いたします。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和5年生まれで、平成28年4月に85歳で亡くなられた方でございます。1番相続人は、被相続人の三男で、昭和39年生まれの51歳の方でございます。2番相続人は、被相続人の養女で、昭和45年生まれの45歳の方であり、1番相続人の配偶者でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものでございます。

被相続人に関しては、亡くなる直前は病気のため農業に従事できない状態でしたが、元気な頃は年間200から300日程度農業に従事していたとのことでした。

相続人に関しては、農業従事者は、申請者2名で、1番相続人が年間350日、2番相続人が年間200日程度農業に従事しているとのことでございます。

申請地は、1番申請地にはネギ、ホウレンソウ等が、2番申請地にはカキ等が作付されておりました。今後はエダマメを中心に作付していく予定とのことでした。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(吉田委員) ちょっと聞き逃してしまったのですが、1番の方なんですけど、年間従事日数が300日っておっしゃいましたか。

小林委員長 350日です。

2番(吉田委員) 会社員・農業って書いてあるんですけど、会社員をしながら農業しているってことですか。

田村次長補佐 今現在、申請時は会社勤めしていたんですけど、会社辞めたそうなので、今は農業専業だということです。

1番(小田桐委員) 作った農産物はどこに出荷しているんですか。

中里主事 こちらの方は、自家消費用に多品目いろいろ作っていて、エダマメのみ市場出荷されているとのこと。

1番(小田桐委員) エダマメだけでは農業経営できないのではないですか。

コメとかはないんですか。

田村次長補佐 この方は、申請地以外に田んぼも持っていて、コメとかもやっている状況です。コメについては出荷先は確認していなかったんですけど、あと、果樹の方ではカキとかクリも植わっているんですけど、そのカキとかクリも自分が聞いた話だとそれも出荷しているということです。

水代議長 この方、管理はすごくきれいでした。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第44号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第45号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第45号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

次のとおり、従事証明願があったので審議を求めます。

はじめに、申請者につきましては、流山市大字上新宿にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市南流山8丁目にあります畑2筆で、合計面積は751平方メー

トルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫で、本年2月5日に亡くなられております。

このことから、今後、農作業の継続が困難になったというもので、今回、この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の1件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第45号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の配偶者でございます。従事日数は、生前は年間90日程度農業に従事していたということでございます。

しかし、この方が今年の2月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものでございます。

申請地については、休耕の状態、申請地の一部に建築物が建築されている状況でした。なお、建築物については、農業用倉庫で、中にはトラクターや薬剤散布用の機械、農薬等を保管しているとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) この案件と直接関連するわけじゃないんですけど、生産緑地を外すということになると、外した場合に規定とか、課税とかあるんですか。ただ外すか外さないかだけですか。

田村次長補佐 今回、この生産緑地の買取り申出につきましては、この方が農業を継続できないということで、まず買取り申出をしてたぶん買う方が出てこないということで、

将来的には宅地として売買したいということでございます。

1番(小田桐委員) 税金がかかるわけではないですね。

水代議長 ないですね。

生産緑地の場合は、まず主たる従事者という人を失った場合に、買い取り申請をするんですが、まず最初に都市計画課の方で計画があれば、そちらの方が優先されるんですが、おそらく土地が小さいので、要件は無いただろう、そうすると、次に買ってくれる人を探すと、ところが、生産緑地の場合は市街化区域なので、とても高い農地を買って農業やろうという人はなかなかいないということで、だいたいここで解除されるわけです。

それで、自由な身分になるので、堂々と売買できるということです。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第45号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第46号「平成28年度流山市利用状況調査結果について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第46号

平成28年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成28年度流山市利用状況調査の集計結果について、意見を求める。

この利用状況調査につきましては、改正農地法の施行に伴い、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、引き続き、調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は8月1日から12日にかけて、ご多忙のなか、延べ4日間にわたり調査していただき、誠にありがとうございました。

今年の集計結果につきましては、表に記載させていただきましたとおり、調査対象農地177,490.78平方メートルのうち、161,685.78平方メートル、全体の91.1パーセントの農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、調査対象農地33,316平方メートルのうち、

28,326平方メートル、全体の85.0パーセントが適正に利用されておりました。

これらの農地につきましては、現地調査の後に実施しました判定審査会におきまして、各農地の周辺環境や農地基盤状況なども勘案し、ご検討いただきましたが、担当した地区以外の委員の皆さまに、ご意見をいただくため、議案としたものであります。

次に、詳細につきましては、窪田副主査より説明いたします。

窪田副主査 窪田です。よろしくお願いいたします。

詳細についてご説明いたします。

(現地写真をもとに説明)

窪田副主査 以上で説明を終わります。

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 事務局とすると、こういう長らく耕作できないで森林化山林化されているところが、これからも増えていくというような認識なんでしょうか。

山崎次長 竹林とか雑木林になるということは、それなりの経過年数があると思いますので、委員の皆さんに事務局を含めてパトロール等々、実施していけばそういうことは無いと認識しております。

9番(中村委員) 毎年利用状況調査を行っている次第であります。A判定については、まだまだ農地への復元が十分可能であるということなので、それはそれとして、Bになったときは、今は判定で農業委員会のお役は終わるまでも、さらにその中の土地利用状況をいかがするかという、荒廃のまま周辺に草の種が飛んだりだとか、冬には枯れてきて、火災予防上危険であるなどというのがあるものですから、さらなる考えは何かお持ちでありますかという、確認をしたいと思います。

さらなる土地利用について、地権者に対して盛土造成して地目変更して、資材置場にするような、そういう指導をするということもあると思っていますけど。

山崎次長 今回、ここでやっている荒廃農地と農地造成の二つのパターンがございまして、農地造成地に関しては作付率が非常に高かったと、それでもやってない方もまだまだいらっしゃるんですけど、当然これについては作付指導の文書で、これからは、特に指導の地権者に関しては、来年制度も改正されますし、色々な面で文書共々、地主さんのところに直接行って指導するとか、そういう形は必要かと思えます。

これは、荒廃農地についても、やはり足を運んでこういう制度がありますので、活用すれば引き続き農地が残りますということで、推進委員なり農業委員さんなりと一緒に直接行ってお話しして指導するというのが、一つの今後の方策なのではないかなと私は思います。

9番(中村委員) 地権者の協力を得ながら、荒廃農地を解消してもらいたいなと、切にお願いする次第であります。

山崎次長 これからの一番の課題でございますので、一丸となって推進なりしてい

なければならぬと思いますので、よろしく申し上げます。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第21号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第21号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

登記簿上の地目が農地である土地を、農地以外の地目へ変更する登記申請の際に、農地転用許可、または農地に該当しない旨の証明が添付されていない場合には、登記官から農業委員会に照会されることとなっております。

農業委員会は照会を受けた際には、3名以上の農業委員及び事務局職員で現地調査を実施し、照会から2週間以内に現地の状況等について回答するものとされております。

本件の登記申請者につきましては、議案第43号と同一で、照会がありました土地は、流山市こうのす台の畑1筆、面積は1,480平方メートルです。

登記申請地目につきましては、宅地で、議案案内図は、10ページでございます。

次に、本件につきましては、平成5年12月に、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明が発行されていることから、転用許可等の有無については、有りとして、また、原状回復命令は行わないとして、法務局に回答いたしました。

御報告につきましては、以上です。よろしく御願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

これってこの前見たところじゃないんですか。

1番(小田桐委員) 議案43号の隣ですよ。

山崎次長 そうです。アパートが建っているところです。

あの部分が、平成5年に既に証明書を出していたということです。

9番(中村委員) どのあたりですか。

山崎次長 元の清掃事務所の近くです。

9番(中村委員) メイン道路ですよ。

水代議長 議案と地図上重複してませんか。

アパートの5号館と2号館っていうのは入ってないですよ。何でそこだけ入ってないんですか。

中里主事 今ご質問あった2軒については、元から宅地でございます。

水代議長 既存宅地なんですね。

田村次長補佐 宅地あって農地あってで入り組んでいるところですので。

水代議長 他にご質問ご意見ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。今月の農地法第3条の届出のご報告は1件で、内容につきましては、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因につきましては、相続でした。今月の3条届出の合計は、以上、1件、2筆、563平方メートルで、地目別の内訳では、畑が2筆、563平方メートルでした。

次に、議案書の11ページをご覧ください。2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の農地法第4条の届出のご報告は、2件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地、店舗が各1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、2件、5筆、1,259平方メートルで、地目別の内訳では、畑5筆、1,259平方メートルでした。

次に、議案書の12ページをお開きください。3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと、35件、マンションの区分所有を含めますと全体で、57件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が53件、賃貸借が2件、使用貸借、贈与が各1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が50件、駐車場が2件、保育

所、農地造成、通路、事務所、ゴミ置場が各1件でございました。今月の5条届出の合計は、以上、57件、416筆、305,857.45平方メートルで、地目別の内訳では、田が350筆、283,380.35平方メートル、畑が66筆、22,477.10平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時13分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年9月26日

流山市農業委員会長職務代理者 水代 啓司

流山市農業委員会委員 小倉 節子

流山市農業委員会委員 小嶋 悦子